

## 【法人情報】

- ① 法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所・連絡先
- ② 法人代表者氏名
- ③ 養成施設以外の実施事業
- ④ 財務諸表

## 【養成施設情報】

- ① 養成施設名称、養成施設の住所・連絡先
- ② 養成施設代表者氏名
- ③ 養成施設の開設年月日
- ④ 学則
- ⑤ 研修施設、図書館（蔵書数を含む。）等の設備の概要

## 【養成課程情報】

- ① 養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数）
- ② 定員
- ③ 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先）
- ④ 費用
- ⑤ 科目別シラバス
- ⑥ 教員数、科目別担当教員名（教員の名前、略歴、保有資格）
- ⑦ 教材
- ⑧ 協力実習機関の名称、住所、事業内容
- ⑨ 実習プログラムの内容・特徴

## 【実績情報】

- ① 卒業者の延べ人数
- ② 卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数）

## 【その他情報】

その他、利用者の選択に資する情報

## (2) 情報開示の方法等

- ワムネットや養成施設のホームページ等を通じて、広く一般に公開することを原則とする。
- なお、入学希望者等が開示された情報を容易に比較検討できるよう、情報開示に係る標準的な様式例を示すことを検討する。

## (3) 留意事項

- 情報開示の義務付けと併せて、開示内容の適正性を担保する観点から、虚偽又は誇大な情報を開示してはならないこととする。

## VII 国家試験の受験資格における 実務経験の範囲

## Ⅶ－① 実務経験の範囲の拡大

- 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者や、その他の者に準ずるものとして厚生労働省で定める者については、実務経験施設において、1年以上の相談援助の業務に従事した後に、精神保健福祉士短期養成施設及び一般養成施設(通信課程も含む。)に入学する場合に、精神保健福祉援助実習が免除される現行の取扱いを維持する。
- ただし、その場合の実務経験施設の範囲については、近年の状況や精神保健福祉士が中核の業務として担うべき役割等を踏まえ、以下の観点で範囲の拡大を図ることとする。

### (1) 障害者関係施設の位置づけ

- 昨今の障害福祉サービス現場においては、精神保健福祉士が障害者の相談援助の業務に従事する施設も多岐にわたってきていると思われる。ただし、現在は制度改正の狭間にあることなどから、今後の障害福祉制度改正等の進捗状況や実習施設との整合性を見据えながら、障害者関係施設の位置づけについて検討を図ることとする。

### (2) その他の施設の位置づけ

- 近年、精神保健福祉士が、司法、教育、労働等に関する分野において、相談援助の業務に従事している状況も見受けられる。これらの分野における政策等の動向も勘案しながら、それら関係施設の位置づけについて検討課題とする。

## VII-② 実習施設の範囲に関する見直し

- 実習教育内容の見直しにおいて、地域の障害福祉サービス事業を行う施設等における実習については、精神障害者を含めた障害者の相談援助の知識及び技術の体得をねらいとしたところであり、実習施設の範囲の見直しが必要とされる。

こうした現状を踏まえ、**実習施設の範囲と実務経験の対象施設の範囲とを原則として一致(現に廃止されている施設を除く。)**させながら、見直しを行う。

# (参考) 現行の実務経験と実習施設の範囲

		実務経験の対象施設	実習の対象施設	備考	
医療関係施設	精神科病院	○	○		
	病院(※)	○	○	※ 精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を標榜しているものに限る。	
	診療所(※)	○	○		
行政関係施設	保健所	○	○		
	市町村保健センター	○	○		
	精神保健福祉センター	○	○		
障害者関係施設	旧体系施設	精神障害者生活訓練施設	○	○	
		精神障害者授産施設	○	○	
		精神障害者福祉工場	○	○	
		精神障害者地域生活支援センター(※)	○	○	※ 現在は新体系に移行済み。
		精神障害者福祉ホーム	○		
		精神障害者地域生活支援事業(実施施設)	○		
		精神障害者小規模作業所(※)	○		※ H10.4.1～10.1までに認めたもの。
	新体系施設	生活介護	○	○	
		共同生活介護	○	○	
		自立訓練	○	○	
		就労移行支援	○	○	
		就労継続支援	○	○	
		共同生活援助	○	○	
		相談支援事業を行う施設(※)	○	○	※ 主として精神障害者が利用するものに限る。
障害者支援施設(※)	○	○			
地域活動支援センター(※)	○	○			
福祉ホーム(※)	○				

## VIII 施行期日

## Ⅸ 施行期日

○ 教育カリキュラムの見直しとこれに併せて行われる以下の基準の見直しについては、平成24年4月1日から施行する。

「Ⅰ 教育カリキュラム等の内容」

「Ⅱ 教員」

「Ⅲ 施設設備」

「Ⅳ 実習・演習」

「Ⅴ 通信課程」

「Ⅵ 情報公開」

○ 「Ⅶ 国家試験の受験資格における実務経験の範囲」については、平成24年度試験(平成25年1月に実施予定)から施行する。

※ なお、大学等についても演習・実習が養成施設と同等の水準で実施されるよう要請することとする。